

●香川県告示第57号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

令和6年3月5日

香川県知事 池 田 豊 人

- 1 解除に係る保安林の所在場所
小豆郡小豆島町橘字串ノ浦乙3番22、乙6番6
- 2 保安林として指定された目的
魚つき
- 3 解除の理由
道路用地とするため